

ハンズ通信

編集発行

(株) ハンズホールディングス

860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7 TEL. 096 (375) 4340 FAX. 096 (375) 4341

炶

◆ 2月の税務と労務

国 税/平成28年分所得税の確定申告

2月16日~3月15日 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税/贈与税の申告 2月1日~3月15日

国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税/12月決算法人の確定申告(法人税·消費税等)

2月28日

国 税/6月決算法人の中間申告 2月28日

国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 2月28日

国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人 税の確定申告及び納付 2月28日

ク (如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

一水一	一木一	金	•
8	9	10	11
15	16	17	18
22	23	24	25
۰	٠	٠	۰
	<i>1</i> 8	1 2 8 9	水 木 金 1 2 3 8 9 10 15 16 17 22 23 24 . . .

地方税/固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 市町村の条例で定める日



国税の口座振替の領収証書送付取り止め 国税庁では、国税を口座振替で納付した納税者への金融機関からの領収証書の送付を本年1月から取り止めています。現在は送付に代えて、e-Taxで申告している納税者はe-Taxホームページで振替納税結果が確認でき、書面による証明が必要な場合は、税務署で口座振替がされた旨の証明をしています。

Н 中年期を 迎えた 本 経 済

本 経 中 変しています。程済、各分野で 済 年 期 分野で 成 熟期 商 | 売の仕方も

感じ日 っす て、 忌味で当然の4 別を迎えた日本 少いと思い 成り行るといると

春 期から切 替えでき

度し済 《成長期には か にも高度成長期 し、この 間 に青 春 期が 必ず ような青 ,終わりが ,な青春期: があります。 あるように ペや 高 あ ŋ

いずれ中年期を迎えます。 例 外 を除い て基本 的

> ます。 0) H 本 は 中 年 期 0) ど真 h 中 E

今は中年期に入り、経済がぱっとしないと嘆いても仕方があり ません。このような状況では、 自ら商売をしている人たちが 自ら商売を作っていくしかあり これま で なる事は 通 ょ ŋ 派 手

かつての青春期(高度成長があいたよって日本の経済成長があいたとない時代では、いかに早く確実にいう中では、いかに早く確実にいう中では、いかに早く確実にが増え、物が足りない時代では、たくさん追い風が吹いて ŋ ました。

だことから中に は長も個々のない。 は長も個々のない。 は関わらず、 も関わらず、 も関わらず、 はたり前の時からない。 てか のし 、ます。 い戦略の問 しかし今重 がけきれ り中年期の 、長く青寒 な いえます。 の企業の 戦の もり は $\epsilon \sqrt{}$ 企 企業が多くなっ

別の中でなかな

く青春期があっ く青春期があっになっているに 戦 り、は、 今、 略 に 日 個 ごかの企

過 去切い 「の成功に縛られて「ものづ、替えができない企業では、

つくっても、

0)

る」といった傾向がものづくりす。「思い込む、甘える、もたれ < すべて自由意志に基づい 業には多くなってい すぎるとも り」で支えるという考え いえます。経営 ・ます。 ていま 方 は

長期利益こそが経営の 单 核

すが出 核 雇 用、 出るということが、経営である以上、日 といえます 、税金、株式など経営長期利益こそが、顧客満 るということが絶対条件で営である以上、長期の利益 、顧客満 0) 足、 中

ていくことです。ものづん。大切なのは、良いもん。大切なのは、良いもれいたくなるような状態 はに がく手前 ことにすり替わっているのです。 が「良いものをつくる」というくあります。儲けるという目的手いが儲かっていない会社が多前面に掲げて、ものづくりは上 ものづくり 度成 b いものをつくれ 長期は は、 ません。 戦長 期 出ました。こ 物が足りない の発 期 他社と比れば結果的 態 がも づ 過 利 くり おの ぎ 益 持 持金価 い自多上にいる。 ま を

> といえます。 みに変えることがで 断に発見して、それ して 本 質 たからの な そ 違 れい へできない を稼ぐ 経 営 け 0) 基れ仕を 本ば組不

これを過ぎた時期 域においても例外 高度成長期は、 です。 期が的 が普通のはどこの国際 で、 時 P 期 地

イ出経は はない に た -になり おのズ いては。 (間 かに捉 ´ます。 は、 題 中解 に捉えるかが。コーズが生れて事の優れた ポみたり

経営は 自 由意志が ?大原 則

原商 売にお 則 もう一つ で す。 $\epsilon \sqrt{}$ 自由意力 志自の は由は、 商意 高売の原 経 営

上的 前のことを徹底してやるという ことです。当たり前のことをすが、当たり前のことをすが、当たり前のことをすが、当たり前のことがなぜできないのか自問自答することが、よりよい経営こま、よりよい経営こま、 ビジネ 以上 を スに まえ て、これ 日本全体

Ĥ 本 が 力を入れるべ ŧ 略 分

がら懸方保の減 あ の念経 障減少日 りま の少、 持 済 続 増 少 自 エの ネ 疲加国子体 可 能ル弊 内高の 性ギ か生 市齢弱 ら産場化み 1 格性のに 0 • Ū ょ 懸環差の減 念境拡低少る雇 て、 制大迷 雇 な約へ ・社用人 どかの地会者口

費が自世デ 1 1 ĺ 者 あ動 界 タリー 車、 シ ŋ 夕 やア など エ 現 ル ア 場 デ さ 強 口 が 0) 5 ボ 1 で み ッ高 に品 え あ 得 夕 ح 11 ŋ 7 1 5 ح L 製 ź L 質 れ 7 セ品 ず。 る に て は、 群 厳 ン) どし Ĺ # ウ医 質 0 Ì 11 ハ療の 他、 て、 消等 ウデ高

りれま自 るすのこ が価れ市 えらな 値 ら場 のが な戦同観 や弱控 れ戦略時 まからに、 文み 化 Þ 野 ī 日が を 強い 本生みま て特 以定がすっ 力を Ļ 下 0 よ入い独

例物入戦

流れ略

€

の Ī

づ

ij I

分

野

3

ス

マ

1

手に 安、

保に

年目 予 ずべ 想 き将 像

戦 略分野 康 医 (1) . 療 Ĭ 健 介 康を維 持 す る

> 例 健 個 康 别 寿 化 ノ命医ム10療 延健 伸康 ケ バ 7 1 で

医オ Α 革 Ţ 療 介護 口 ボ 地 ッ 域 1 格 1 差 ビ ゼ 口

度 の技 改革等も必 検術 討 が新 が必要でする 要となり がサ ま 規 な制にス

制等

IJ 戦 テ 略 分 1 野 (2) \parallel 移 動 す る Ê ビ

人) 死亡ゼロ 首 国内七〇〇 動 走行 で 世 移 万人)、 界 動 弱 者 五事ゼ 万故ロ

例

災 境渋応 (害時: 負滞 荷に ょ 物 削る 資 減 経 輸 済 送 0 口 緊急 ス 環 対

0

でモ小る 売、 買 ノ いの たサイ 農 な ビ る ス 新化。 た な便 b 利

ン 多 チ < ヤ 0) 新 1 のた な 誕 生担 11 手 ベ

IJ ンバ 0 IJ 1 率 . サ 性 プ 革 命 ラ 1 チ

> 例く す 戦 略 住 分 宅 野 (4) エ Ш ネ ス ル マ ギ I I 1

 \bigcirc 家 13 台 # 1 ビ ス 口 ボ

ル農高新 市地付た 場 を加な を減価 素 獲 ら値材 得 L 農の 作誕 グ物生 口 で 1 遊 バ 休

vj に 街 暮 づら

暮 ポ守 め家 ッ レ たらい エ ŋ, た多 ス 1 庭 1 ネ ポ L 1 のが しやすく ル 様 商 ン リ普 ギ 品は、 なアル 1 購 0) 買 高 新デ 予齢 デ 境 # 1 マ に 約者 1 夕 b ののン ビ を サ見ドス集

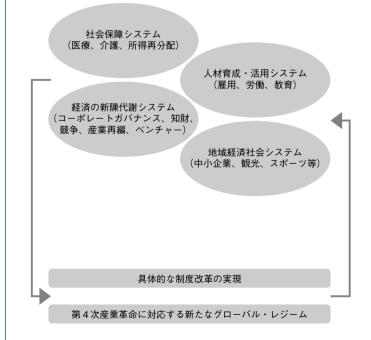
先端 0 街環 づ く ŋ 優

新たな経済社会システムの提示

0

づくり

■主な検討課題



経済産業省資料より

な月納にとり十付一な 本 月 り年 b 所 る。治たの ら 人に ま 税 月 つ還 0 + Ŧî. 定 日 告申 までと 時 既期

の以 下 平 成二 十 理してみ 八 年 分確 います。 定 申

/ます

1 告 確定申告をしなければ 確定申告の対象者 のポイントを整理して

い確 人 ば にならな

例

(2) 1 (2) (1) (主 (主 不 額 個 な 人で事 があ 動 産収る 子業を 入 が 行 あ ŋ 0 7 納 お 税 額 n 納 が

(3) る あ 与 が 年 間二千万 円 |を超

(4) 0 か 所 以 F. か b 給 与をも

(5) 7 に存会 $\epsilon \sqrt{}$ る 動社 産や や事業資金を貸役員等で、その



けし 平取付 9 7 + 1 使 用 料 利 息 等 を 受

(6)

八

年

中

土

地

等

7 譲 給 渡 が成 あ 還 得 9 付 者 た 万 を で 受けを 5 超以 えんるの れ る 人 所

主 ン 控 除ないない 除、 配 け当医 る控療 人除費 控 住除 宅 口寄

1 を受 年 分確 定 申 告 0

2

(1)

る

所

得

0)

特

のた続 リ家家人相別 屋屋の続控空主平 フ 屋のみが開始の を相続に を相続に を相続に を相続に を相続に を相続に を相続に をのみがを をのるがに をのるが ムをし のたのにの たも な相用お創譲 い続にい設渡 のに限 場人供て 合がし て は 被 ŋ 耐そい相

0 譲渡 三千万円特別控除 耐震リフォーム (耐震性がある場合は不要) 相続 空き家 の 適 用 更地 譲渡

独居 被相続人の 居住の用に供していた 家屋及びその敷地 ∫昭和56年5月31日以前建築 【(区分所有建築物を除く)

対

象となる

工

事

丰

ッ

チ

<u>></u>

に月を除そ は三経却の 十過後敷 す の地 0 日る 士: を 家屋 ま 日 地 でのを み 一又は に属す続す ず る時 除渡 却 し年か又 後の場十三家 土合二年屋

> すること 0 日 0) 譲 以制 渡 後 が 度 後のは、 でき か 譲 5 渡 から二 万 適 + 円 用 八 を さ年 控 れ四 除

住 ま ず。 宅 Ŏ 多 改 修 工 事

が①改自で又修己 ができます 以修工事を は②の 有す 己平等 の成に) の 特 行 る 八特 7例を適けのの間が、一個のでは、1分別では、1 場合に、 用 設居 _ 用すること 日に、次の 世帯同居 世帯か 次同ら

事です。いっして 浴 室 • 1 7 上 が 9 レ 、 複を 関 数 増 設玄は、 箇 し、一関の 所 0 13 いずれ いずれ シうち少

額つ末 をい残 改 多 て、 築工 五. 高償 世 型か年、一還工帯ン減ら間一千期事同型 帯 の額居税控の定万間に居減 各割円五係改税 年合以年る修 に を 下以住 工 乗の 上 宅 事 お でで い 部分に 部分に 年 会む

を な 投 世資 型 年用带 分の同 の改 一修 税 \bigcirc 工 %事 相の か 5 当 標 控額準

税

額

除

表1 所得税額速算表(平成28年分用)

<u> </u>							
課税総所得金額(A)		税率				算表(所得割)	
超	以下	(B)	控除額(C)	((A)×(B)-(C))×102.1%	[課税所得]	[税率]	
	1,950,000円	5 %	0円	((A)×5%)×102.1%			
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	((A)×10%-97,500円)×102.1%			
3,300,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%-427,500)×102.1%			
6,950,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%-636,000)×102.1%	一律	10%	
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%-1,536,000)×102.1%			
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%-2,796,000)×102.1%			
40,000,000	_	45	4,796,000	((A)×45%-4,796,000)×102.1%			

表2 確定申告書チェック表

(平成28年分用)

区分	項目	チェックの内容			
=C		チェックの内容			
	共 通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。			
所得金額		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。			
五額		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。			
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡(注)・山林所得です。			
	医療費	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。			
		差引負担額から10万円(又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額)を、差し引いてありますか。			
		領収書の添付または提示がされていますか。			
所得	寄 附 金	領収書、証明書等の添付がされていますか。			
所得から差し引かれる金額	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成6.1.2~平成10.1.1生まれ)で、控除額は 63万円です。			
引か		(1)寡婦 ①死別・離婚・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
れる		②死別			
金額	寡 婦(夫)	③特定の寡婦 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。			
		(2) 寡夫 死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。			
	配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。			
		控除額は、最高38万円です。			
	配 当 控 除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。			
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。			
		申告書の住宅借入金(取得)等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。			
粈		添付書類の不足はないですか。			
税額から差し引かれる金額	住宅ローン控除	(1)新築・中古家屋の場合 ①家屋(土地)の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要) ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準(耐火25年以内、非耐火20年以内)に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」			
その	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。			
の 他	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。			
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。			

保

するものや採用後の実施事項をで、募集活動を行う前に、準備で、募集活動を行う前に、準備の長短に関わらず、採用側が留の長短に関わらず、採用側が留 確認しておきましょう。 に高外 について取り上げます。同校生や大学生の労働条で外を利用してアルバイト 子生の労働条件で 対期休 やや修 A件確保 と学時間

準法)。

アルバイトの 実態

こととします。 (厚生労働省)を基に、アルバイ象とした直近の意識等調査結果まずは、高校生や大学生を対 トをする学生の実態を見 7 e V

(大学生) 大学生。 経験したアルバイトとして多

コンビニエンスストア (一六%)

- 個 別指 導) Ŧi. %
- スー パーマーケット
- 居酒屋

(2)

- 高校生 スー パーマーケット %
- コンビニエンスストア (一五%)
- チェーンの飲食店(七%)
- その他 ラッグストア等 (六%) ホームセンターやド

養務づけられています(労働基書面交付により明示することが労働時間、賃金等の一定事項を 働時間、賃金等の一定事項を労働者を雇い入れたときは、労働条件明示

学生アルバイトに対する失働 学生アルバイトに対する失働 学生アルバイトに対する失働 学生アルバイトに対する失働 弱でした。 具体的な説明を受けた記憶がな $\epsilon \sqrt{}$ 」とする回 [答については 割

(\equiv) トラブル

た(注 高校生調査では三トラブルがあったと回答し三割が、労働条件等で何ら 大学生では六 割 高 校 合しまし らかの 生で は

ラブル で は、 勤 務 シ ンフトに

> b た法律違反の 憩 n 不関 あります。 時間を確保し ている深夜 するも い、満十八点のが最れ していないといっ、業や休日労働、休 おそれがあるも 入歳未 も多く、 満 K 禁 賃 止金 Ō さの

労働 条件 の 確

きましょう。 されるものもありますので、 齢に応じた適正な運用 たない者を雇うときに 保等の観点から、一定年齢 (件等には、健康及び福)労働基準法で定められ 限り適 をして 齢祉たの労 い年用満確働

め 原 るまでの児童を使用することは、 られますが、ここでは児童の定条件を満たすときに限り認知して禁止されています。 なお、 働については割愛します。 最初の三月三 満十 Ŧi. 十一旦 達 がし た 日 終 了す

① 労 労働契約 0) 締結

者に代わって締結しては ても本人と結ばなければなら 労働契約 いとされています。 (以下「未成年者」) 未成年者は独立 や代理人が未成年 は、二十 歳 未満 であ なら L 9 0

> の賃 は 金 者または なりません。 金を代わって受け することが 後見人は未 で 取成 き

(2) 労働 条件の)明示

必要があります。 労働 この交付により明示。 条件のうち、次の する 事

項

- 就業場所、従事する場合の基準 期間の定めがある契約を契約期間に関すること 更
- 従事する 務
- 休業時間
- 賃金 休憩、 放業場 (決定方法、 支払 時 期
- すること 解 雇 0

・退職に関することをとう。 の場 事 項も は、 前

- 賞与の有
- 事 雇 に係る相談 管理 の無 善 談 等に 窓 関 ける

件局厚 一労働 1 留名や都道 | 4ページに労働条 モデル様式 道 府県 びが公開

(3)

次 の賃賃 定めの ら五 がれていまっかの見

全額を支払う 直接労働 者に 支払う

L ても b 毎月一回以上支払う ・一定の期日に支払う また、地域・産業別に します。労働者の同意が ても最低賃金額を下回ス はできません。 ぶがあっ に定め ること

1 4

は

おらず、一日八時間、一周とま定休日の労働が認めら少者」)は、法定時間外 b 大定休日の労 十八歳未満の 十八歳未満の こして労働されて労働の年前五時)に深夜の時間悪 働させてはなりませ時)についても原則時間帯(午後十時か四人で使用します。田内で使用します。田内で使用します。

口 年 例

必ら者 常災害等のときに時間外、 れで 7 9 ても次 ・ます。 天災等によ 0) 労 働

支 賃 せ 時

六割

さ旧せの けたために 等早 期 を復

0 を ż 13 範 四用

内で、一週のうち一日を四 時間以内に短縮した場合、 他の日を一〇時間まで延長 して使用する。 一年単位の変形労働時間制、 一年単位の変形労働時間制 の下で使用する。 り)ため、やむを得ず変更を り)ため、やむを得ず変更を り)ため、やむを得ず変更を り)ため、やむを得ず変更を が多い(前述の調査よ り)ため、やむを得ず変更を がか多い(前述の調査よ り)ため、やむを得ず変更を で、一か で、一か で、一か の下で使用する。 とや、試験期間 意を得ながらま の向シ時 も確 フト設 間 を割 認 定にいている。 した上で決定する等 必要があるときは、期間中など学業にら実施していくこ あたり本人の意 いでしょう。

時間の全部又は一部 なお、会社側の# の配慮があるとよい 合には、 使用 都 部 を休業さ 合で労働 未手当を日は平均

(5)

の休憩 えま くとも 休憩を労働 に応じて定められ が憩時間は、 労働 ず。 時 合四は十 間 + を超える場 少なくとも一 五分、八 時間 れて 0) の途中に与 一時間を超 合は少な $\epsilon \sqrt{}$ 間 、ます 0

(6) 与をします らの継続勤致 L ア ル 次 たときに バ 動務年数についても同 例 に雇し

与 か 労 が る 定 だ 満 が 制 痩 り 度 働 た 週 所 数は、七日とされていま継続勤務をしたときの付日数四日の労働者が、六ります。例えば、週所定 働日数に応じた付与をすたない者については、所所定労働時間が三○時間ときに一○労働日)。 (比例付与と言 [います)

7 少齢 対者を使用

t 証 ておかなければなりませ青など)を事業場に備え証明書(住民票記載事項 用 する場合には、 ż 項

有 休

なけ 則 日 n ば なりませ ん

労働 • 社会保険

働

者 ル

も労災保

険

0)

対

象

(8)

とが 危険 *禁じら で者 てものがあり、 や れてい で就 ・ます。 例として次 業さ せるこ 危 険有に

のようなもの おける業務有害ガスの発散する場所に上)を取扱う業務 重 量 物 (三〇キロ のります。 ログラム 以

五お有上 (墜落のおそれのある場) 所 作 業

(9) 元 以年帰 し内少郷 として必要な旅費を負担し以内に帰郷する場合は、原年少者が解雇の日から一四帰郷旅費 原四

い政加用のす が、 件 人対象者の範囲について 除外とする定めがありま 一定事業所には昼間学生 が、雇用保険および社会 が、雇用保険や社会保険は、 除 雇 石となります。ルバイトも労災 ついては行 せ 生会保険に、一定 ´ます。 <

独立した元従業員への対応

会社の従業員Aが独立し、同業の新 問 会社A社を起こしました。

AはA社設立後、我が社の顧客先の一部 を持っていったため、売上が減少しました。 悔しさも湧きますし、競業してくる場合も 考えられますが、どのような対処ができま すか。(設備保安B社・B社長)

会社としてはAに対し、損害賠償請 求をすることが考えられます。そのた めにはいくつかの要件を満たす必要があり ます。

(1) まず、Aの競業避止義務の有無を確認 します。

競業避止義務とは、従業員または退職 した元従業員が、競業会社を営んだり競 業会社に雇われることを控える義務です が、退職した従業員がこの義務を負うの は、就業規則の規定や契約書等の個別的

合意の明示の根拠があるときに限られて います。

(2) 次に、競業避止義務規定の有効性につ いてです。規定や合意があるだけでなく、 合理性がなければなりません。

例えば、①守るべき企業の利益がある か否か、②従業員の地位、③地域的な限 定があるか、4競業避止義務の存続期間、 ⑤禁止される競業行為の範囲に必要な制 限をかけているかどうか等、総合的に判 断されます。

つまり、就業規則等に定めていても合 理性がなければ競業避止義務は無効であ るとされてしまう場合があります。

T弁護士は、競業禁止を有効とするため には、例えば「元従業員は担当したエリア において元の顧客に対し、6か月間、営業 活動を禁止する | といった禁止する範囲を 限定すると良いと話します。

個別事情による可能性もあると考えます ので、専門家への相談もご検討下さい。

ーケーションロ ボ

ットについて、K社ができるコミュニケーシのように人と会話など 客体験の 次のことがわかりました。 実 -% 《際に体験したことが 有無や認知状況調 「店頭で見たことが 社が 品などの -ショ " 「ンロボ 対 /۱ ある」 応

もあ に見 験し りました。 という評価の ているが るが技術な 州的には発展冷ツなく、好意的 ようです 涂 的

い」二〇・八

しやネットは験はない」

一六: : %、

五

六・八

「知らな

たこと

%、「ぎこちない」二〇· ある」二二·二%とする一 しい」二五·六%、「ユー しい」二五·六%、「ユー $\frac{1}{0}$ いやすい」 は、「楽しい」実際に接客は - ジは、 四九·四) 兀 六七・一 to 案内 接客」ニ三・三「する一方、「マーモアが「ユーモアが を

記憶に必要なこと

情報は先ず、私たちの脳の「海馬(かい ば) | という部分に仮保存されます。その 期間は2~4週間といわれており、その期 間内に3回以上使われる情報を、脳は重要 であるものと判断するそうです。

そして、何度も使われる情報は、記憶の 「仮保管場所 | である 「海馬 | から、「記憶の 金庫」というべき「側頭葉(そくとうよう)」 に移動されます。

一度、側頭葉に移動した情報は記憶とし て、なかなか忘れないそうです。

先程出てきました「使う」ということで すが、例えば本を読んだら本の内容を人に 話すとか、本の内容を振り返って感想を書 く等する「アウトプットする」ことです。

「記憶する | ことは 「インプット | (入力) だと思われがちですが、実は記憶の維持で 重要なことは「アウトプット」(出力)なの だそうです。